

社外取締役の在り方に関する実務指針（仮称）に
関連する問題についての意見

2020年6月3日 大杉 謙一（中央大学教授）

「実務指針」第3章「2 外部の専門家を利用する費用面のサポート」は、

「特に経営陣との間に利益相反リスクがあるような局面（中略）や事業ポートフォリオの見直し等において、社外取締役が積極的な役割を果たすために、必要な場合に外部の専門家（弁護士や財務アドバイザー等）を利用できるよう、あらかじめ、取締役会に発議して取締役会として決定する仕組みを作っておく、あるいは合理的な範囲で社外取締役に権限を付与しておくことが考えられる。」

と述べている。

この点に異論はないが、関連する会社法の解釈問題について、議論を整理しておきたい。

監査役は、その職務の執行について費用を支出したときには、会社に対してその償還を求めることができる。ただし、その費用が監査役の職務の執行に必要でないことを会社が証明すればその限りではない（会社法388条）。同様のルールは、監査等委員（399条の2第4項）、指名委員会等委員会における三委員会の委員（404条4項）についても同様である。

これに対して、社内・社外を問わず、取締役にはそのような明文規定は置かれていない。しかし、取締役を含む「役員」と会社の関係には委任の規定（民法643条から656条）が適用されるから（会社法330条）、上記の監査役等の場合と同様、取締役も職務執行に必要と認められる費用について償還請求をなしうる（民法649条、650条）。監査役等に関して特に規定が置かれているのは、監査役の職務執行を委縮させないための確認的規定であると考えられる。

社外取締役が、会社から具体的に委託を受けて職務を執行する場合はもちろん、社会通念上社外取締役が行うことが望ましいとされている事項について費用を支出した場合には、原則として会社に対して費用の償還を請求でき、また会社に事前に前払いをさせることもできると考えられる。上記の「実務指針」の提案は、会社法のルールと抵触するものではなく、コーポレート・ガバナンスの良き慣行という観点からは合理的な内容であると評価できる。

以上